- 主 文 原告の請求をいずれも棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

被告が原告に対して平成13年3月1日付けでした療養補償及び休業補償不支給決定処分並びに同月2日付けでした 療養補償不支給決定処分をいずれも取り消す。

事案の概要

372年(京) (京) (京) (本件は、原告が、被告に対し、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号、以下「地公災法」という。)による療養補償及び休業補償を請求したところ、被告が同法63条所定の消滅時効が完成していることを理由に、平成13年3月1日付け及び同月2日付けで不支給決定処分をしたので、原告が、上記各処分の取消しを求めた事案である。 ) に 争いのない事実

(1) 原告(昭和〇年〇月〇日生)は、下記(2)の被災時、東京消防庁指導広報部広報課(以下「広報課」という。)の音楽隊に勤務する消防吏員であった。

- フ。)の目末時に割扱する内的丈具であった。 (2) 原告は、平成元年3月15日、演奏会場に向かうバスに乗車していたところ、同車内において、同僚職員が左 手に持っていた大型ドライバーの先端が原告の歯部に当たり、受傷した(以下、この災害を「本件災害」という。)。 (3) 原告は、各医療機関を受診したところ、右上2~左上2歯牙脱臼の疑い、右下2~左下2歯牙脱臼の疑い(一 部歯牙破坏れなり、嚥下障害の疑い、頸椎捻挫、頸腕症候群、視力調節障害、内耳振盪症、蝸牛性耳鳴及び緊張性頭 痛と診断された。
- 痛と診断された。 (4) 原告は、平成元年11月12日、東京消防庁を経由して被告に対し、上記各傷病について、公務災害認定請求 をしたところ、被告は、これらの傷病のうち、右上2~左上2歯牙脱臼、右下2~左下2歯牙脱臼(一部歯牙破折)及 び嚥下障害(以下「歯牙脱臼等」と総称する。)については公務上の災害と、その余の傷病については公務外の災害と それぞれ認定し、その旨を平成4年8月5日付けで原告に通知した。 (5) 原告は、上記(4)の認定を不服として、平成4年10月1日付けで地方公務員災害補償基金東京都支部審査 会(以下「支部審査会」という。)に対し審査請求したところ、支部審査会は、平成7年3月28日付けで公務外の災 害と認定された傷病のうち、質椎捻挫、頸腕症候群及び視力調節障害(以下「本件傷病」と総称する。)については処

舌と認定された傷病のつら、照性協性、照腕症候群及び視力調即障害(以下「本件傷病」と総称する。)については処分を取り消す旨の裁決をした。 (6) 被告は、上記(5)の支部審査会裁決に基づき、本件傷病について公務上の災害と認定し、その旨を平成7年4月25日付けで原告に通知し、原告は、当該認定通知書(乙8の1)を同年5月10日に受領した。 (7) 原告は、上記(5)の支部審査会裁決を不服として、公務外の災害と認定された内耳振盪症及び蝸牛性耳鳴(以下「内耳振盪症等」と総称する。)について、平成7年5月12日付けで地方公務員災害補償基金審査会(以下「審査会」という。)に対し再審査請求をしたところ、審査会は、平成8年9月18日付けでこれを取り消す旨の裁決をしたので、被告は、この裁決に基づき、内耳振盪症等について公務上の災害と認定し、その旨を同年11月6日付けで原告に通知した

日刊で原言に通知した。 原告が提出した療養補償請求書及び休業補償請求書において、原告が主張する本件各請求に係る請求内容等は、別紙 1療養補償及び休業補償請求一覧表記載のとおり(ただし、「補償を受ける権利が発生した日」及び「時効により補償 を受ける権利が消滅した日」欄を除く。)である。 (9) 原告は、上記(8)の決定を不服として、平成13年5月30日付けで支部審査会に対し審査請求をしたが、 支部審査会は、平成14年1月11日付けでこれを棄却する旨の裁決をした。原告は、支部審査会の裁決を不服とし て、平成14年2月28日付けで審査会に対し再審査請求をしたが、審査会は、同年10月2日付けでこれを棄却する

旨の裁決をした。 (10) そこで、原告は、東京地方裁判所に対し、前記(8)の決定の取消しを求めて訴訟を提起した。これが本件 (10) である。

争点及び当事者の主張

(1) 原告の補償を受ける権利の時効消滅の有無(争点1)

(被告の主張)

えない。

(原告の主張)

ア"療養補償及び休業補償を受ける権利の消滅時効は、原告が補償請求用紙の交付を受け(平成9年9月2日)、かつ、原告の任命権者たる東京消防庁が、原告に対して、原告の診療報酬明細書等に係る資料提供について協力をした時点(平成10年10月)から進行するものと解すべきである。したがって、本件傷病の療養補償及び休業補償を受ける

権利の消滅時効の起算点は平成10年10月30日である。 イ本件傷病については、本件災害が発生してから6年以上が経過して公務上の災害と認定されたところ、このように 災害発生から公務上災害の認定までに長期間を要した場合には、診療録等の保存期間の経過等により、診療担当者の証 明(地方公務員災害補償基金業務規程(甲2)10条2項、12条2項参照)を受けることが不可能となるか、そうで なくとも、上記証明を受けるまでに極めて長い時間を要することとなるのであり、療養補償及び休業補償を受ける権利 の消滅時効の起算点を定めるに当たっては、このような事情も考慮すべきである。 (2)被告による消滅時効の援用が権利濫用に当たるか否か(争点2) (原告の主張) (原告の主張) 原告の任命権者である東京消防庁は、原告が本件傷病について療養補償及び休業補償の請求をするに際し、原告に対する協力を怠ったばかりか、かえって、以下のとおり、原告の権利行使を妨害した。このため、原告は、本件傷病について療養補償及び休業補償の請求をすることができなかったところ、被告は、原告がこのような状況にあることを整理していたのであるから、被告が、本件において、消滅時効を援用することは、権利の濫用に当たり許されない。すなわち、原告は、平成7年5月10日、本件傷病について、公務上の災害と認定する旨の通知を受けたため、その直後に、東京消防庁の職員課を訪れ、療養補償請求用紙ので付を求めたが、同課の主任であるaから、本件傷病に係の療養費と内耳振盪症等に係る療養とを分けて請求するよう医師に話すように告げられた上で、療養補償の交領を拒否された。その後、原告は、平成8年11月6日に、内耳振盪症等について、公務上の災害と認定する旨の通知を受けたため、再度、職員課を訪れ、療養補償請求用紙の交付を求めたが、a主任から、「渡せないといったら渡せなことができなかった。 とができなかった。 (被告の主張) 争う。 3 争点に対する判断 認定事実 第3 (1) 前記争いのない事実に加え, 証拠(文章中に記載したもの)及び弁論の全趣旨によれば, 以下の事実が認められ ઢું。 る。原告は、平成元年11月12日、東京消防庁を経由して被告に対し、本件災害について、公務災害認定請求書(乙12)を提出した。任命権者である東京消防庁は、被告に対し、当該公務災害認定請求について、「本件は調査の結果、災害の発生状況から歯牙(肉)部の負傷については公務上の災害と認められるものの、他の症状については判断困難のため、貴職において精査願います」旨任命権者としての意見を述べた。(乙12)イ原告は、平成4年8月5日付けで、被告から、歯牙脱臼等について、公務上の災害との認定を受け、その旨の通知を受けたが、その際、「公務(通勤)傷病で今後継続して受診する際は、療養補償請求書に必要事項を記入して、毎月を受けたが、その際、「公務(通勤)傷病で今後継続して受診する際は、療養補償請求書に必要事項を記入して、毎月 を受けたが、その際、「公務(通勤)協病で气を継続して受診する際は、療養補負請求書に必要事項を記入して、毎月 医療機関の窓口へ提出して下さい。」、「請求書用紙等は所属にあります。」等の記載がある「お知らせ」と題する文書(乙7の4)も併せて交付された(乙7の1ないし4)。 ウ 原告は、被告に対し、歯牙脱臼等について、平成5年4月15日付け及び同年8月5日付けで療養補償の請求をしたが、被告は、平成6年3月28日、原告に対し、上記各療養補償請求について不支給決定処分をした。なお、原告は、東京地方裁判所に対し、上記・日本記書、「田田 1000円 100 上記不支給処分を取り消す旨の判決をし、同判決は確定した。(甲23の1及び2、乙1の1及び2、弁論の全趣 日. 旨)

ク 東京消防庁の職員課長は、平成9年5月、広報課長に対し、「公務災害補償の手続について」と題する書面を送付した。上記書面には、原告の内耳振盪症等について、平成8年11月6日付けで公務上災害との認定がされたにもかかわらず、6か月間、原告から療養補償の請求がされないため、手続を促す旨の内容の記載があったが、その趣旨が広報課において原告に対して伝えられることはなかった。なお、本件傷病については、上記書面と同様の書面が職員課長から広報課長に対して交付されたことはなかった。(乙10【6、7頁】、証人a【30、31頁】、弁論の全趣旨)ケ東京消防庁の広報課庶務担当は、平成10年7月27日付けで、原告について、「問題ある職員の処遇について」と題する書面(甲6)を作成した。その後、原告は、平成10年8月1日付けで、音楽隊から広報調整担当係員に配置換えとなった。広報調整担当係員の仕事は、主として東京消防庁の広報活動のうち音楽隊の演奏活動の日程調整などを行うというものであった。(甲6、7、19【1頁】、原告本人【1頁】)

「原告は、平成5年8月20日ころに歯牙脱臼等について療養補償請求書を提出した後は、全く療養補償及び休業補償の請求をしていなかったが、平成10年10月22日以降、本件傷病について、療養補償及び休業補償の請求をしていなかったが、平成10年10月22日以降、本件傷病について、療養補償及び休業補償の請求をする。原告がその際に使用した療養補償請求用紙(乙3)は、平成6年2月10日に改正された書式に従い同

月に印刷されたものであった。なお、平成10年11月22日ころ、原告と同じ広報課所属の職員が、平成6年9月29日に改正された書式に従い平成7年2月に印刷された療養補償請求用紙(乙13)を使用して、被告に対し、療養補償の請求をしている。(乙3,13,弁論の全趣旨)サ原告は、平成10年10月30日、広報課長に対し、東京都職員共済組合に対して診療報酬明細書等の提供を求めるよう依頼する旨の依頼書(甲16)を提出した。これを受けて、東京消防庁は、平成10年11月9日付けで、東京都職員共済組合に対し、原告に係る診療報酬明細書等の資料提供を求めたところ、原告は、同年12月4日、東京都職員共済組合から、東京消防庁人事部厚生課を経由して、原告に係る診療報酬明細書等の内容の開示を受けることができた。もっとも、平成元年3月分から平成5年12月分までの診療報酬明細書等の内容については、時間経過によりマイクロフィルムが見つからないとの理由で、開示されず、平成6年1月分から平成10年8月分までの診療報酬明細書等の内容のみが開示された。(甲16,18,弁論の全趣旨)シなお、原告は、遅くとも平成6年ころまでには、療養補償及び休業補償を受ける権利が、2年間で時効により消滅

員共落組合から、東京消防庁、事態原生譲を経由して、原合に係る診療無難明細書等の内容の開示を受けることができた。もっとも、平成元年3月分から平成5年12月分で2イクロフィルムが見つからないとの理由で、開示されず、平成6年1月分から平成10年8月分までの診療難酬明細書等の内容の開示されば、(甲16 18 1条) 2年間では、関本されば、19年16 18 1条 注論の全趣目)。 なお、原右は、遅くとも平成6年ころまでには、療養補償及び休業補償を受ける権利が、2年間で時効により消滅(2)この点。原右は、遅くとも平成6年ころまでには、療養補償及び休業補償を受ける権利が、2年間で時効により消滅(2)この点。原右は、平成6年10月3日及び同年12月に療養補償資と呼吸は述、例えば、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19月3日、19

また、原告は、本件傷病については、本件災害が発生してから6年以上が経過して公務上の災害と認定されたところ、このように災害発生から公務上災害の認定までに長期間を要した場合には、診療録等の保存期間の経過等により、診療担当者の証明を受けることが不可能となるか、そうでなくとも、上記証明を受けるまでに極めて長い時間を要することとなるのであり、療養補償及び休業補償を受ける権利の消滅時効の起算点を定めるに当たっては、このような事情も考慮されるべきであると主張する。しかし、本件傷病について、公務上の災害と認定されるまでに長期間を要したことにより、原告が主張するような不都合が生じ得るとしても、そのことをもって、原告が療養補償及び休業補償を受ける権利を行使することに対する法律上の障害があると解することはできず(なお、原告としては、公務上の災害であるとの認定を受けることに対する法律上の障害があると解することはできず(なお、原告としては、公務上の災害であるとの認定を受けることに対する法律上の障害があると解することはできず(なお、原告としては、公務上の災害であるとの認定を受けるも、診療担当者の証明書等の収集に努めた形跡は、本件証拠上との10日以降、療養補償、体業補償の請求に必要な診療担当者の証明書等の収集に努めた形跡は、本件証拠上認められない。)、これにより、原告の療養補償及び休業補償を受ける権利について、消滅時効の進行が妨げられることはなく、原告の上記主張も理由がない。3 争点 2 (被告による消滅時効の援用が権利濫用に当たるか否か)について

原告は, 平成7年5月10日ころ及び平成8年11月6日ころ、 原告が所属する広報課を通じ

告が消滅時効を主張することが禁反言ないし信義則に違反するとの主張であると善解しても、理由がなく、採用するこ とはできない。

~以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。 東京地方裁判所民事第36部

表別表別 裁判長裁判官 難波孝 裁判官 増永謙一郎

裁判官 裁判官 世森亮次